

沼田町災害時業務継続計画

令和 6 年（2024 年）6 月

沼田町

目 次

第1章 基本事項.....	1
第1節 業務継続計画とは.....	1
第2節 業務継続計画策定の効果.....	1
第3節 業務継続計画の全体構成.....	2
第4節 沼田町地域防災計画と業務継続計画の関係.....	3
第5節 業務継続計画の発動・解除.....	3
第2章 災害想定.....	4
第1節 地震想定.....	4
第2節 水害による想定.....	5
第3章 業務継続計画の特に重要な6要素.....	8
第1節 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制.....	8
第2節 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎等.....	9
第3節 電気、水、食料等の確保.....	10
第4節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保.....	10
第5節 重要な行政データのバックアップ.....	11
第6節 非常時優先業務.....	12
第4章 業務継続計画の継続的な改善.....	18
第1節 計画の継続的改善.....	18
第2節 計画の継続的改善のイメージ（PDCAサイクル）.....	18

第1章 基本事項

第1節 業務継続計画とは

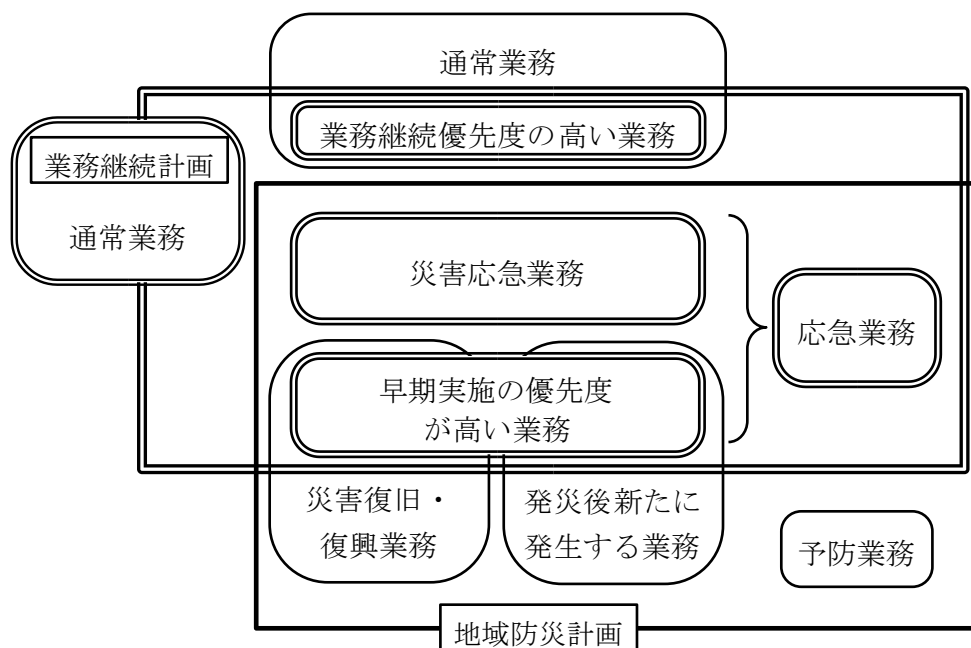
業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）とは、大規模災害の発生時に行政自らが被災した場合の対応を定める計画である。人、物、インフラ等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

【非常時優先業務とは】

大規模災害時の発生時においても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には災害応急業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度が高い通常業務が対象となる。災害発生後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

非常時優先業務の選定及び各部署における業務一覧は、第3章に記載する。

業務継続計画と地域防災計画の対象業務



（出典：「北海道庁業務継続計画」令和2年3月）

第2節 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、災害対応に係る業務が次々と発生し、業務量が極めて膨大なものとなる（図1-1）。一方、職員の参集や業務に必要な物資、資源に不足が生じ、業務の処理能力が低下するおそれがある。

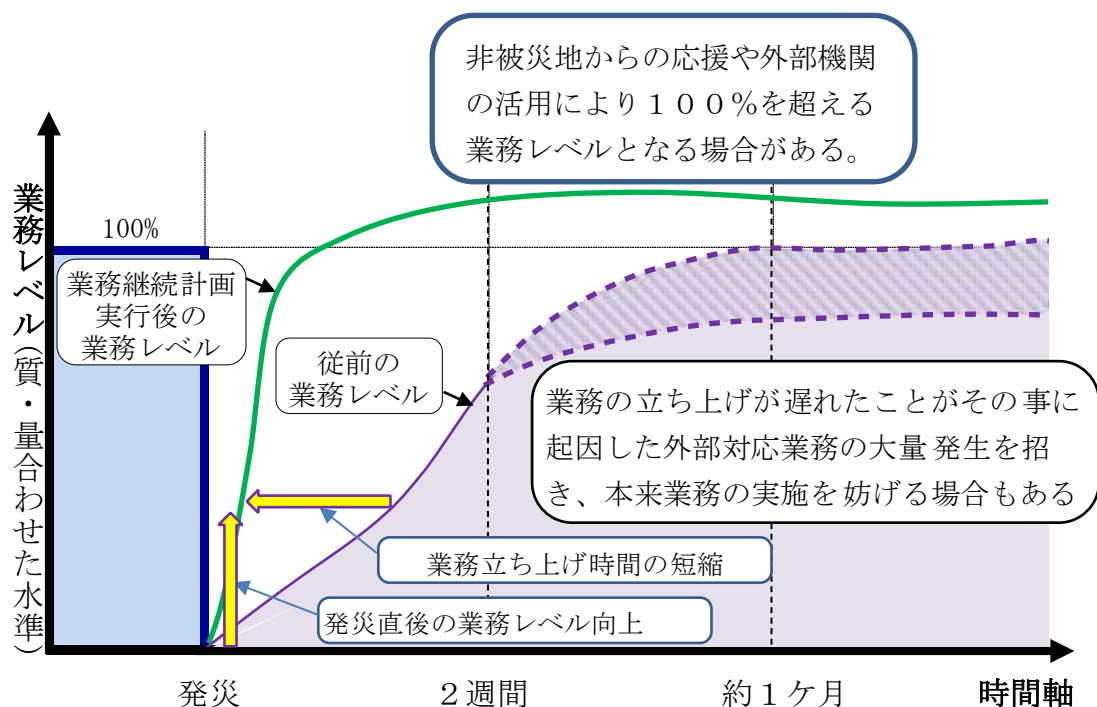


図1-1 発災後に市町村が実施する業務の推移

(出典：「北海道庁業務継続計画」令和2年3月)

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図1-1に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していく。このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。具体的には、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱により行政が機能不全になることを避け、速やかにより多くの業務を実施できるようになる。また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全・衛生面の配慮の向上も期待できる。

第3節 業務継続計画の全体構成

業務継続計画の全体構成は以下のとおりとする。

章	内 容
第1章 基本事項	業務継続計画の説明や策定の目的、地域防災計画との関係、発動と解除等について記載
第2章 災害想定	想定する災害を選定し、業務継続計画の前提となる被害状況を記載
第3章 業務継続計画の重要な6要素	業務の実施体制、各種資源（人、物、インフラ等）の整理と対策について記載
第1節 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	指揮命令系統、災害対策本部における権限の委譲、配備体制の基準及び内容（風水害等、震災共通）、各課における権限の委譲

章	内 容
第2節 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	代替施設
第3節 電気、水、食料等の確保	電力、飲料水及び食料、
第4節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	通信（電話、インターネット等）
第5節 重要な行政データのバックアップ	情報システム
第6節 非常時優先業務	災害発生時に優先的に実施する業務（災害対応業務及び優先性の高い通常業務）の選定結果を記載
第4章 業務継続計画の継続的な改善	業務継続計画の見直しに向けたPDCAサイクルによる取り組み方針を記載

第4節 沼田町地域防災計画と業務継続計画の関係

沼田町地域防災計画は沼田町防災会議が作成する計画であり、町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、町における防災の万全を期することを目的とする。

一方、業務継続計画は、沼田町が独自に作成する計画であり、地域防災計画に定められた災害対応業務を適切に遂行することを目的とする。相違点は以下のとおりである。

計画の名称	地域防災計画	業務継続計画
作成主体	沼田町防災会議	沼田町
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、災害発生時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	災害発生時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	想定されていない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定する。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興業務）を対象とする。	災害応急業務、災害復旧・復興業務だけでなく、優先性の高い通常業務も対象とする。
業務開始目標時間	定めていない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	想定されていない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について想定する。

第5節 業務継続計画の発動・解除

1 業務継続計画の発動

(1) 発動要件

大規模災害の発生により、災害対策本部が設置されるとともに、庁舎機能等に甚大な被害が生じた場合、もしくは災害対策本部長（町長）が必要と認めた場合とする。

(2) 発動権限者

発動要件に基づき、本部長が発動の是非について決定するものとする。なお、本部長に事故があるときは災害対策本部副本部長（副町長）を発動権限者とする。

(3) 事務局

総務財政課総務グループが事務局となり、発動手続きに関する事務を処理する。

(4) 発動の流れ

ア 災害対策本部の本部会議において、副本部長及び本部員（各課長等）は、本部会議において、庁舎機能等の被害状況等を本部長に報告する。

イ 本部長は、副本部長及び本部員からの報告に基づき、業務継続計画の発動の可否について決定する。

ウ 発動が決定された場合、総務財政課総務グループは、直ちにその旨を本部員に通知するとともに、報道機関に発表する。

エ 本部員は、町内の被災状況に応じて、初動体制を速やかに確保する。

オ 非常時優先業務は、災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき実施することとし、各課で対応体制をとりまとめ、総務財政課総務グループに報告する。

カ 総務財政課総務グループは、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

2 業務継続計画の解除

本部長は、本町における全ての優先的通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言する。ただし、各部員は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

第2章 災害想定

第1節 地震想定

本計画で想定する地震は、北海道が平成23年6月に設定した31地震193断層モデルから、「増毛山地東縁断層帯」「沼田 - 砂川付近の断層帯」である。

このうち本町で最も大きな被害をもたらす可能性のある地震は、「沼田 - 砂川付近の断層帯（モデル45_4）」の地震で最大震度は6.9（震度7弱）と想定されている。

1 地震時被害の状況

沼田町の地震被害想定結果（最も被害の大きい時間帯である冬の早朝5時に発生した場合）		増毛山地東縁断層帯（モデル45_2）の地震	沼田 - 砂川付近の断層帯（モデル45_4）の地震
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(冬の早朝)
地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.6	6.9
建物被害	揺れによる建物被害		
	揺れによる全壊棟数	59棟	165棟
	揺れによる半壊棟数	163棟	246棟
	液状化による建物被害		
	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満
	液状化による半壊棟数	1棟	2棟
計	全壊棟数	60棟	166棟
	半壊棟数	164棟	248棟

沼田町の地震被害想定結果（最も被害の大きい時間帯である冬の早朝 5 時に発生した場合）			増毛山地東縁断層帯（モデル 45_2）の地震	沼田－砂川付近の断層帯（モデル 45_4）の地震
火災被害		全出火件数	1 件未満	1 件未満
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人	5 人
		揺れによる重傷者数	3 人	4 人
		揺れによる軽傷者数	32 人	52 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満
	計	死者数	1 人	5 人
		重傷者数	3 人	4 人
		軽傷者数	32 人	52 人
	避難者数	避難所生活者数	567 人	797 人
		避難所外避難者数	305 人	429 人
		避難者数計	872 人	1,226 人
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	120 箇所	222 箇所
		断水世帯数(直後)	1,236 世帯	1,317 世帯
		※断水人口(直後)	2,958 人	3,151 人
		断水世帯数(1 日後)	911 世帯	1,107 世帯
		※断水人口(1 日後)	2,181 人	2,650 人
		断水世帯数(2 日後)	899 世帯	1,100 世帯
		※断水人口(2 日後)	2,151 人	2,632 人
	下水道の被害	被害延長(km)	2.3km	3.9km
		機能支障世帯数	95 世帯	177 世帯
		※機能支障人口	226 人	423 人
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	4 箇所	4 箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	31 箇所	32 箇所
	橋梁(15m 被害以上)の	不通箇所数	1 箇所未満	1 箇所
		通行支障箇所数	1 箇所	1 箇所
	橋梁(15m 被害未満)の	不通箇所数	3 箇所	3 箇所
		通行支障箇所数	3 箇所	4 箇所

（出典：「北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会 平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書」より）

2 地震時庁舎等の被害想定

本庁舎は耐震基準を満たしており、被害の程度は限定的と考えられる。しかし、壁や柱、ガラスの破片や亀裂の発生、天井板や照明器具等の非構造部材が落下するなど破片等が床や廊下に散乱することが予測される。

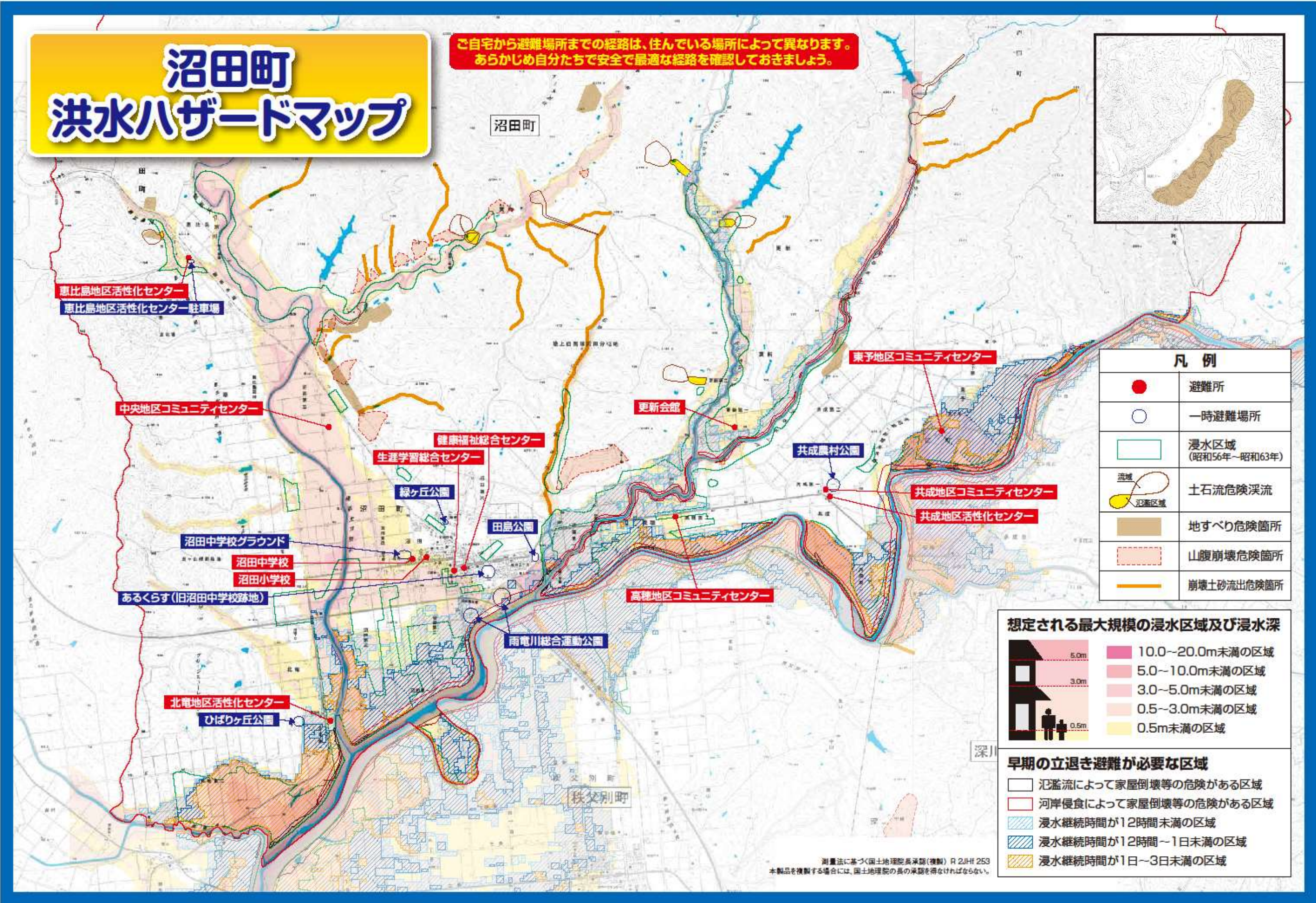
第 2 節 水害による想定

近年は地球温暖化の影響もあり、異常気象によるゲリラ豪雨などの回数が増加傾向にある。このことから、本町においても、今後の気象の変化に伴い水害発生の危険性が高まることが危惧されることから、本計画において水害の被害想定を行うものである。

なお、被害想定は、沼田町洪水ハザードマップの浸水想定区域に基づくものである。

1 浸水による庁舎等の被害想定

沼田町ハザードマップの浸水想定によれば、役場庁舎は浸水想定区域からは外れているが、町内において浸水が発生した場合に備えて、早急に行動できる体制を確保しておく必要がある。



第3章 業務継続計画の特に重要な6要素

第1節 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

1 指揮命令系統

災害発生時、災害対策本部が設置され、本部長は同時に沼田町業務継続計画の発動を宣言し、災害時優先業務について一元的に指揮・調整・監督を行う。権限を持った職員が不在となった場合でも、円滑に指揮命令系統を確立し、対処の遅延を防ぐため、あらかじめ権限の移譲について定める。

(1) 災害対策本部における権限の移譲

ア 町長が事故や不在等の場合には、以下の順に権限を委譲する。

第1次：副町長、第2次：教育長、第3次：総務財政課長

イ 各課における所属長が事故や不在等の場合の権限の委譲は、以下の方針による。

①意思決定権者が参集できず連絡も取れない場合に備え、権限を委譲する順序を事前に定めておく。

②意思決定権者が参集できない状況だが、連絡が取れ、指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委譲はしない。

(2) 配備体制の基準及び内容（風水害等、震災共通）

名称	区分	配備基準	配備内容	任務	配備体制
警戒準備配備		1 町域に気象予警報（大雨・洪水・大雪等）の発表が予想されるとき。	総務財政課において、気象等に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒配備体制に移行できる体制をとる。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務財政課
警戒配置	第1号	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 空知管内において概ね震度4の地震が発生したとき 3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため総務財政課が当たる。情報連絡のため各課長等をもって当たるもので、状況によりさらに非常配備を円滑にできる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務財政課各課長等
非常配備	第2号	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 町内で概ね震度5以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	災害応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 災害対策本部の設置 2 情報の収集 3 関係機関との連絡 4 応急措置（救助活動・避難所設置等）の実施	災害対策本部（全職員）

名称	区分	配備基準	配備内容	任務	配備体制
非常配備	第3号	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員を持って応急措置にあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 災害 業務全般の実施	災害対策本部（全職員）

（備考）災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合にあつては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

特別警報が発令された場合は、非常配備第3号体制をとることとする。

2 職員の参集

(1) 現状の整理

災害発生時においては、沼田町地域防災計画第2章第2節の7に定める「配備体制の基準及び内容」に基づき職員を配備することとされているが、職員及び家族の被災、交通の断絶、人命救助等の要因により速やかに参集できない可能性がある。職員は、災害発生後速やかに定められた勤務地へ参集し、災害対応業務を実施する。また、自身の被災や応急活動等の理由により参集できない職員は、人命救助に支障のない範囲で速やかに所属長に報告する。所属長は、所属職員への登庁命令及び安否確認（職員の家族も含む）を行い、総務対策班は職員の安否情報の取りまとめを行う。

(2) 確保対策

ア 災害発生時の参集に備え、非常時の配備体制や自己の任務の習熟に努める。

イ 各対策部の職員の参集状況により、人員を必要とする対策部へ他対策部からの応援職員を配置するほか、町全体での活動人員が不足する場合には他市町村等への職員派遣を要請し、人員の確保及び適切な配置を行う。

第2節 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎等

1 庁 舎

災害時の防災拠点となる役場庁舎は耐震基準を満たしており、倒壊の可能性は低いと考えられる。ただし、壁の崩壊、ガラス・物品等の散乱、天井板・照明器具等の落下などにより、安全性が著しく損なわれるとともに業務遂行の大きな妨げとなることも考えられる。

2 代替施設

役場庁舎が使用不可となった場合の代替施設を以下のとおり設定する。

名 称	住 所	耐震性	備 考
沼田町生涯学習総合センター（ゆめつくる）	南1条4丁目6-5	有	指定避難場所

第3節 電気、水、食料等の確保

1 電力

通信設備や情報システムなど、災害時優先業務の遂行のためには電力は必要不可欠であり、停電時には大きな混乱が想定される。役場庁舎及び併設している沼田町健康福祉総合センターで保有している非常用電源設備は以下のとおりである。また、災害発生時に必要な場合は、燃料の供給及び電気設備の応急対策活動に関する協定を締結している業者に対し協力を要請する。

区分	発電機	燃料タンク	最大稼働時間
役場庁舎（1・2階の一部）及び消防庁舎	ディーゼル式非常用発電設備 （自動起動式容量 80KVA）	軽油（950ℓ）	12時間
沼田町健康福祉総合センター 全館（ふれあい）	〃（〃 200KVA）		
沼田町生涯学習総合センター （ゆめっくる）	〃（〃 200KVA）		
沼田町暮らしの安心センター	〃（〃 180KVA）		
沼田町養護老人ホーム 和風園	〃（〃 350KVA）		
沼田町特別養護老人ホーム 旭寿園	〃（〃 250KVA）		

2 トイレ

上下水道施設が被害状況により使用不能のおそれがあり、町の防災備蓄資材倉庫、和風園、旭寿園に、農村部では各指定避難所に簡易トイレを備えている。また災害発生時には、トイレトレーラーの活用及び仮設トイレの提供に関する業者に対し協力を要請する。備蓄にあたってはトイレトーパーや消毒薬等の消耗品もあわせて確保する。

3 飲料水及び食糧

町で備蓄している飲料水及び食糧は町民へ提供することを想定しており、職員用の備蓄については、基本的に各職員で災害時優先業務に従事する間の飲料水及び食糧を確保しておく必要がある。災害発生時には、飲料水及び食糧の確保に関する協定を締結している業者に対し協力を要請する。各職員は参集時に飲料水・食糧等を持参することを含め、最低3日分（推奨1週間分）の必要量を備蓄する。

第4節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

関係機関との通信は、固定電話、携帯電話、防災行政無線、北海道防災情報システムや緊急エリアメール・メールぬまたSNSを状況に応じ活用する。なお災害発生時は、電話がつながりにくい状況が想定されるが、災害時の発信が優先的に取扱われる「災害時優先電話」が庁舎内に2回線ある。

1 災害時優先電話

施設等名	電話番号
沼田町役場（総務財政課防災担当）	0164-35-1118
沼田町役場（町長室）	0164-35-2015

2 防災行政無線

設 備	設置場所	種 別	局 数
同報系 同報系	役場庁舎	親局	1
	町内	中継局	2
		拡声子局	6（市街地区）
		戸別受信機	町内各戸
移動系	役場庁舎	基地局	1
		車載機	23
		携帯機	17

第5節 重要な行政データのバックアップ

1 情報システム

情報システムは、災害発生時においても災害対応に係るデータ管理や情報収集、情報共有等、災害対応業務の遂行において必要不可欠であるが、様々な要因により障害が発生することが想定される。

- (1) 各情報システムの被害状況を確認し、システム保守管理業者に復旧を依頼するとともに、今後の業務継続についてシステムの復旧あるいは代替手段のいずれが適当かを判断する。
- (2) 各部署は、情報システムが使用不可能となった場合に備え、業務端末等を使用せずに手書きなどで事務処理を行うための準備や、災害時優先業務に必要なデータの紙媒体での保管について検討する。
- (3) さらなる業務継続性の確保を図るため、情報システム分野に特化した業務継続計画（ICT-BCP）の策定について検討する。
- (4) 情報システム機器の固定やラック・棚への収納など、転倒及び損壊等の未然防止に努める。

2 重要な行政データのバックアップ要領の検討

- (1) 避難行動要支援者名簿（福祉防災台帳）

庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する。

ア 電子データ

情報システムサーバ

イ 紙媒体

総務財政課（庁舎2階）、保健福祉課（庁舎1階）双方で保管

- (2) 災害時用の住民台帳（データベース）避難状況を把握するための速やかな避難者台帳（名簿）作成のため、あらかじめ様式を定め印刷して保管する。

ア 電子データ

情報システムサーバ

イ 紙媒体検討中（各避難所への保管を検討）

第6節 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方

災害発生時には、人命救助等の緊急性を有する応急業務が急激に増加する一方、職員や業務に必要な物資、資源に不足が生じ、業務の処理能力が低下するおそれがある。そのような状況下で業務継続を図るためには、発災後のいつ頃の時期までにどの業務を開始・再開する必要があるかを検討し、優先的に実施すべき業務を時系列で絞り込むことが必要となる。本計画では、優先して実施すべき業務を非常時優先業務として整理する。

(1) 非常時優先業務は、優先的通常業務と災害対応業務に分類される。

ア 優先的通常業務

日常的に実施している通常業務のうち、発災後であっても一定期間内に優先的に実施・再開すべき業務。

イ 災害対応業務

災害発生時に、応急及び復旧・復興のために実施する業務。

(2) 通常業務のうち、2週間以内に着手しなくても町民の生命・生活・財産、都市機能維持に直ちに影響を及ぼさない業務は本計画において検討対象外とする。

2 非常時優先業務の選定

(1) 選定方針以下の方針に基づき非常時優先業務を選定する。

ア 町民の生命、身体、財産の保護を最優先し、被害を最小限にとどめる。

イ 施設の維持や町民生活に著しい影響を与える通常業務以外はいったん休止する。

ウ 休止、縮小する業務は町民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。

エ 行事、会議等は、原則として中止または延期し、公共施設は避難所等の災害対応業務として使用する場合を除き、一般利用を休止する。

(2) 対象期間

非常時優先業務の対象期間は、災害発生後著しく業務処理能力が低下し混乱が生じる期間及び通常業務の実施体制が確立されると考えられるまでの期間とされている。

本計画においては、非常時優先業務の対象期間を発災から2週間までとする。

次表に示すように対象期間を4つに分け、非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定する。

業務開始 目標時間	選定基準	主な該当非常時 優先業務区分
発災～3時間	発災後直ちに業務に着手しないと、町民の生命・生活・財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設
3時間～1日	遅くとも発災後1日以内に業務に着手しないと、町民の生命・生活・財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	・応急活動の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の調整
1日～3日	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、町民の生命・生活・財産、または都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に策を講ずべき業務	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復

業務開始 目標時間	選定基準	主な該当非常時 優先業務区分
3日～2週間	遅くとも発災後2週間以内に業務に着手しないと、町民の生命・生活・財産、または都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復

3 非常時優先業務一覧

(1) 優先的通常業務

部署	業務内容	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内
総務 財政 課	役場庁舎の各設備の維持管理	○			
	電算機器類の維持管理		○		
	歳入歳出予算の編成及び執行			○	
	災害復旧に係る町有地の選定及び管理（他課所管除く）				○
	経理伝票受付事務				○
	災害復旧に係る町有地の無償貸付				○
	防災行政無線設備の維持・放送	○			
	緊急エリアメール・メールぬまた発信	○			
	自衛隊との連絡調整		○		
	自動車学校の維持管理			○	
	スコーレセンターの維持管理			○	
	マスメディアとの連絡調整、情報収集・発信	○			
	情報収集・HP等による発信	○			
	OA機器の維持管理	○			
	庁舎電話の維持管理等	○			
住 民 生 活 課	戸籍届出の受理			○	
	住民登録に関すること			○	
	戸籍等証明書、住民票等の発行				○
	火葬許可証の発行			○	
	印鑑登録、印鑑登録証明書の発行				○
	身元証明書その他の各種証明書等の発行				○
	一般廃棄物のごみ収集運搬業務		○		
	空き家の損壊状況等の確認		○		
	公営住宅の入退居手続き				○
	公営住宅の料金徴収業務				○
	公営住宅の維持管理	○			
	住民税の各種証明書等の発行				○
	住民税の当初課税事務				○
	住民税の確定申告事務				○
	住民税に係る課税台帳整備				○
	固定資産税及び都市計画税の各種証明書等の発行				○
	固定資産税及び都市計画税の各種届出書等事務				○
	固定資産税及び都市計画税の当初課税事務				○

部署	業務内容	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内
住民生活課	軽自動車税の当初課税事務				○
	町税延滞金の減免措置				
	町税、税外の各種証明書等の発行				○
	町税の滞納処分の執行停止業務				○
保健福祉課	老人の福祉に関する申請書類等の進達業務				○
	生活保護法とその扶助に関する申請書類等の進達業務				○
	母子、寡婦(夫)及び障害の福祉に関する申請書類等の進達業務				○
	放課後児童クラブ児童の安全の確保	○			
	安心センターの維持管理	○			
	一般高齢者の総合相談業務				○
	要支援認定者へのサービス利用調整			○	
	健康相談に関する家庭訪問の実施		○		
	感染症予防対策に関する各種予防接種		○		
	母子保健指導				○
	成人の保健指導				○
	栄養指導				○
建設課	道路台帳交付業務				○
	樋門樋管施設の調査、維持管理		○		
	道路工事箇所の調査	○			
	災害防止調査	○			
	街路灯の維持管理		○		
	特殊車両通行許可業務				○
	建築工事箇所の調査	○			
	建築関係の産業廃棄物の処理		○		
	車庫の維持管理		○		
	除雪作業の実施	○			
	水道料金の調定事務				○
	水道料金の収納事務				○
	水道施設の維持管理	○			
	水道水の水質管理		○		
	資材の購入及び貯蔵品(資材)の保管出納				○
	水道使用の許可及び給水栓の開閉				○
	漏水調査				○
教育委員会	学校施設の維持管理	○			
	学校との連絡調整	○			
	児童生徒が使用する教科書、教材の整備				○
	児童、生徒の就園、就学手続き				○
	通学区域の設定・安全に関すること				○
	児童・生徒の保健等手続き				○
	就学援助手続				○
	社会教育施設の維持管理		○		

部署	業務内容	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内
	体育施設の維持管理		○		
	図書館の維持管理		○		
議会事務局	議事堂施設の維持管理				○
出納室	現金の出納及び保管業務	/	/	/	/
	小切手の振出業務		○		
	支出に伴う支出命令書の審査業務				○
産業 創出 課	商工業関係各種団体等との連絡調整	○			
	町内各企業に係る情報収集		○		
	観光施設の維持管理		○		
農業 推進 課	農業災害補償に関する補償手続き等				○
	農業協同組合及びその他各機関との連絡調整	○			
	水田農業に関する農地状況把握		○		
	農作物の生産振興に関する農地状況把握		○		
	農産加工場、就業支援実習農場等の維持管理		○		

(2) 災害対応業務

部署	業務内容	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内
総務 対 策 班	災害対策本部設置に関すること。	○			
	災害対策本部の庶務に関すること。	○			
	防災会議に関すること。	○			
	災害情報の収集及び報告に関すること。	○			
	避難情報の発令・伝達に関すること。	○			
	自衛隊の派遣要請に関すること。	○			
	応急救助及び復旧対策の調整に関すること。	○			
	災害広報資料と災害写真等の収集・発表に関すること。		○		
	本部員会議及び班長会議に関すること。	○			
	各班の連絡調整に関すること。	○			
	職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。		○		
	災害通信に関すること。	○			
	予報、注意報、警報、情報等の収受、伝達に関すること	○			
	雨量・水位等の情報の収集、報告に関すること。	○			
	消防職団員の出動要請に関すること。		○		
	職員の安否確認に関すること。	○			
	一般的被害状況の調査に関すること。 (人的被害・住宅、非住宅被害)		○		
	町有財産被害調査及び復旧に関すること。				○
	応急救助費の支出及び予算、決算に関すること。				○
	災害時の財政措置及び財政状況の把握に関すること。				○
	災害復旧費用の一時繰替支弁に関すること。				○
	災害住宅融資に関すること。				○
	災害救助法の実施に関すること。				○
	その他各班に属さないこと。	/	/	/	/

部署	業務内容	3 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	2 週間 以内
産業 対策 班	各避難所との連絡調整及び避難者の受け入れの確認に関する こと。	○			
	災害区域視察に関する こと。		○		
	災害時の現場写真の収集に関する こと。		○		
	ボランティアの受入れに関する こと。			○	
	災害時の労務者の雇上げ、その他労務供給に関する こと。		○		
	災害時の物価・地代家賃等の値上がり抑制に関する こと。				○
	災害復旧労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼			○	
	被災商工業者の金融に関する こと。				○
	被災中小企業の振興に関する こと。				○
	被災企業の復旧対策に関する こと。				○
	商工関係被害調査に関する こと。			○	
住 民 対 策 班	遺体搬送・不明者捜査及び収容処理・埋葬に関する こと。	○			
	被災者の防疫（消毒）に関する こと。		○		
	防疫（消毒）に要する薬品及び資材に関する こと。		○		
	指定避難所等の衛生に関する こと。	○			
	衛生施設の被害調査に関する こと。			○	
	罹災者相談所に関する こと。			○	
	災害公営住宅に関する こと。				○
	被害に伴う税の減収見込額等の把握に関する こと。				○
	避難行動要支援者名簿の作成に関する こと。	○			
保 健 対 策 班	福祉避難所（健康福祉総合センター）開設に関する こと。	○			
	被災者及び災害応急対策従事者等への炊き出し・給食に 関すること。			○	
	防疫（予防注射）に関する こと。		○		
	食糧の調達に関する こと。	○			
	生活必需品その他応急物資の調達配分に関する こと。			○	
	救援及び見舞金品に関する こと。			○	
	災害救助法による日本赤十字社の活動に関する こと。			○	
	福祉施設の被害調査に関する こと。	○			
	要配慮者の保健・福祉・医療に関する こと。		○		
	被災避難者の医療及び助産に関する こと。		○		
	医療に要する薬品及び資材の調達配分に関する こと。		○		
	避難者の健康及び栄養管理に関する こと。				○
農 林 対 策 班	農林業被害調査並びに応急措置復旧対策に関する こと。	○			
	被災農家の援護対策に関する こと。				○
	農業災害補償及び災害農家に対する融資に関する こと。				○
	被災地の病虫害防除に関する こと。			○	
	被災地の家畜の防疫に関する こと。		○		
	被災地の死亡獣畜の処理等に関する こと。			○	
	家畜飼料の確保に関する こと。			○	

部署	業務内容	3 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	2 週間 以内
農 林 対 策 班	救農事業の選定及び実施に関する事。				○
	被災者への自作農維持創設資金の特別措置に関する事				○
	救農土木事業の計画に関する事。				○
	種苗の確保に関する事。				
土 木 ・ 給 水 対 策 班	災害復旧土木事業に関する事。			○	
	道路・河川・橋梁の巡視に関する事。	○			
	土木関係被害の調査に関する事。	○			
	道路・河川・橋梁被害の応急措置、復旧対策に関する事	○			
	応急資材の調達・配分・保管に関する事。		○		
	障害物除去に関する事。		○		
	被災地の区画整理に関する事。		○		
	内水排除活動及び連絡調整に関する事。	○			
	内水排除に要する応急資器材の調達・配置・保管等に関する事。		○		
	被災地の住宅改修に関する事。			○	
	応急仮設住宅の建設に関する事。				○
	被災地における建築制限に関する事。				○
	その他災害地の施設に関する事。				○
	災害時輸送の統括に関する事。		○		
	災害時の輸送に関する事。		○		
	町営バスの運行に関する事。	○			
	スクールバスの運行に関する事。	○			
	上下水道施設の災害応急対策に関する事。	○			
	被災地における飲料水の確保及び供給に関する事。	○			
	上水道施設の被害調査に関する事。	○			
	上水道施設の災害復旧に関する事。		○		
	下水道施設の被害調査に関する事。	○			
	下水道施設の災害復旧に関する事。		○		
文 教 対 策 班	文教施設の被害調査及び応急対策に関する事。	○			
	被災児童・生徒の応急教育に関する事。	○			
	教科書及び学用品の調達・支給に関する事。				○
	被災児童・生徒の医療・防疫・給食等に関する事。		○		
	災害広報資料・災害写真等の収集に関する事。		○		
	災害時の児童生徒の避難誘導及び輸送に関する事。	○			
	各学校及び部内の連絡調整に関する事。	○			
	教育関係義援金品の受領に関する事。				○

第4章 業務継続計画の継続的な改善

第1節 計画の継続的改善

本計画のより適切な運用を図るため、組織機構の改正、業務内容の変更、施設設備の変更等があった場合に必要な改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じて、新たな課題の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、課題の解消に向け必要な改善を加えるとともに、内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指すものとする。

第2節 計画の継続的改善のイメージ（PDCAサイクル）

